

津市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成16年12月22日

津市監査委員 岡部高樹
同 小野欽市
同 山中利之

監査結果報告書

第1 監査執行者

津市監査委員 岡部高樹
同 小野欽市
同 山中利之

第2 監査実施年月日及び監査対象

監査実施年月日	監査対象
平成16年10月1日	<建設部> 建築課、道路課、事業調整室
平成16年10月8日	住宅課 <選挙管理委員会事務局> <サイエンスシティ推進部> サイエンスシティ推進課
平成16年10月13日	<収入役室> <下水道部> 排水課、中央浄化センター、下水道事業課、下水道管理課
平成16年11月1日	<福祉保健部> 援護課、保健センター
平成16年11月2日	高齢福祉課、保険年金課、栗真保育園、観音寺保育園、中央保育園 <財政援助団体>

平成16年11月 4日	藤水保育園 < 財政援助団体 > 社会福祉法人津市社会福祉協議会、財団法人津市 社会教育振興会、清泉愛育園、豊野保育園、志登 茂保育園
平成16年11月 5日	< 福祉保健部 > 福祉課 < 財政援助団体等 > 津市土地開発公社、社会福祉法人津市社会福祉事 業団、株式会社津センターパレス

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長及び担当職員の説明を聴取し、関係諸帳簿を調査して監査を実施した。

第4 監査の着眼点

地方自治法第199条第1項の定期監査の実施に際しては、予算の執行は計画的、効率的に行われているか、またその手続は適切か、会計処理は法令等に基づき行われているか、現金の取扱いは適切に行われているか、財産の管理は適切に行われているか、各種の帳簿、書類の記帳、保存等は適切に行われているかなどのほか、事務処理は効率的、効果的に行われ、改善すべきところはないかなどを基本的事項とした。

また、地方自治法第199条第2項の行政監査については、「津市行財政改革大綱」で、補助金の見直しの必要性が打ち出されているなか、市町村合併を控え、補助金事務の適正な執行に資するため、テーマを「補助金の交付事務について」とした。

なお、その実施に当たっては、市単独財源により交付された50万円以上の交付団体ごとの補助金とし、補助金交付要綱等の整備状況及び交付事務手続きなどについて、補助金交付事務を所管している各課等から報告を求め、要綱等は適切に作成されているか、補助金の交付申請、交付決定、実績報告、交付請求、支払いなどの各手続について、その時期は適切か、提出書類等に不備はないかを主な着眼点として検証した。

第5 監査の結果

所管する事務事業の推進に当たっては、各分野において努力が払われており、各種の事務は法令、規程等の定めるところに従いおおむね適正に執行されているものと認められた。

全般的には事務処理、財政運営について良とするも、一部において後述するように事務処理の不備（帳簿・書類等の不備、文書の不整備等）が見受けられたので、積極的に対処するよう指導した。また、監査時に気づいた軽易な事項については、その都度口頭で指導した。

各課等の監査の結果の概要は、次に述べるとおりである。

< 建設部 >

・ 建築課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、各部からの依頼により建築物の新築、改築、改修及び修繕工事の設計、実施に関することなどを分掌している。

本年度は、（仮称）贄崎旅客船ターミナル施設新築工事、空港島旅客船ターミナル施設新築工事、神戸小学校耐震補強（第一期）工事、南郊中学校管理教室棟便所改修工事、各小学校職員室空調設備設置（その1）工事など、多様な建築及び設備の工事を行っている。

新築、改修工事などの設計に際しては、今後とも高齢者、障害者に配慮した公共施設としてふさわしい建築物となるように施設備品も含めて十分留意されたい。

また、最近では、公共施設の老朽化に伴う改修工事が増大してきていることから、各種の設備に精通した職員を育成されるよう努められるとともに、改修工事の積算に当たっては、予算面も含め、関係部署と十分協議の上、適切に対応されるよう望むものである。

なお、市町村合併後は、仕事量の増大が予想されることから、設計の外部委託も含め、機能の充実に努められたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

・ 道路課、事業調整室

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

道路課においては、道路及び橋梁などの設計、新設改良工事、維持工事の管理監督、道路補修に関することなどを分掌している。

道路新設改良事業については、昨年に引き続き、高野尾大里野田町第1号線道路改良事業をはじめとする各種事業が進行しているところである。

通学路整備事業については、平成15年度には、23路線、延長2,476メートルの整備を行ったところであるが、今後においても、通学路の安全性や日常生活にかかる生活道路の利便性を高めるため、事業の推進に努められたい。

交通安全施設等整備事業については、安全かつ円滑な自動車通行の確保や自転車、歩行者の快適な通行を確保するため、道路照明灯、道路反射鏡、防護柵などの設置工事のほか、既設の交通安全施設の老朽化に伴う維持修繕を行われているところであるが、交通事故の防止と交通の円滑化を図るため、今後とも、歩道などの整備を推進されたい。

事業調整室においては、幹線道路の整備の促進及び調整に関することを分掌している。

現在、久居停車場津線、三宅一身田停車場線などで改良工事が進められているが、国、県に係る幹線道路は、本市の市民生活や経済活動を高めるための重要な道路となることから、関係機関と十分協議の上、地元との調整に努められ、引き続き整備促進を図られたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

・住宅課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、市営住宅の維持管理、建て替え及び入居、退去をはじめ、住宅使用料の徴収に関することなどを分掌している。

住宅の維持管理については、施設、設備等の適切な維持及び入居者の日常生活の快適性の保持のため、今後とも、住宅の整備に努められたい。

住宅使用料については、景気の低迷などによる入居者の収入状況の悪化

等により徴収率は低下傾向にあるなか、悪質滞納者に対しては、明渡訴訟など法的措置を行っているところであるが、今後においても、法的措置を含め滞納者に対する納付指導の強化に努められたい。

また、老朽化が進んでいる住宅については、今後建て替えに向けての調査、研究を図られたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金
該当なし。

< 選挙管理委員会事務局 >

(1) 定期監査

ア 指導事項
特に述べることはない。

イ 所 見

当事務局においては、国政選挙や地方選挙等に関する事務をはじめとして、選挙人名簿の調製、選挙に係る啓発・周知に関する事務などを分掌している。

本年7月に執行された参議院議員選挙において、期日前投票制度が導入され、投票事務の簡素化及び選挙人にとっては、投票手続の利便性の向上が図られたところである。

選挙の管理執行においては、当事務局の職員だけでなく、多数の職員の応援により実施されているが、早朝から深夜までの長時間勤務となることから、従事する職員の健康面には十分配慮され、効率的かつ的確に進められたい。

また、市町村合併に向けた準備が進む中で、選挙事務についても多くの課題が生じるものと考えられることから、これらの解消に向け努力されることを望むものである。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金
該当なし。

< サイエンスシティ推進部 >

・サイエンスシティ推進課

(1) 定期監査

ア 指導事項
特に述べることはない。

イ 所 見

当課においては、中勢北部サイエンスシティ事業に関することを分掌している。

中勢北部サイエンスシティ第1期事業は、一部区域を除いて造成工事をほぼ完了してきている。

企業誘致については、長引く景気の低迷、国内産業の空洞化などにより全国的に厳しい状況のなかで、これまで「あっせん制度」また、15年度には「複合型産業集積特区」として、国の構造改革特別区域の認定を受けて、産業・流通区域での賃貸制度を導入し積極的に企業誘致活動を展開され、オフィス・アルカディア区域に8社（平成16年11月25日現在10社）、流通区域に6社（平成16年11月25日現在7社）が進出している。

来年は中部国際空港が開港するなど景気は徐々に回復感が広がりつつあるものの、企業立地動向は依然として厳しい環境にあると思われ、企業誘致業務に携わる職員の労を察するところである。

今後とも、東京事務所との連携を図りながら、三重県が推進する液晶関連企業、メディカル関連企業等を中心に積極的な誘致活動を展開され、企業の早期立地が図られることを望むものである。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

< 収入役室 >

(1) 定期監査

ア 指導事項

小切手振出整理簿においては、一部記載誤りが見受けられたので整備されるよう指導した。

イ 所見

当室においては、現金、有価証券の出納・保管、支出負担行為の確認、口座振替等による債権者への支払並びに決算の調製に関することなどを分掌している。

歳入金の収納事務の電算処理に伴い、本年10月よりOCR（光学文字読取装置）処理用の納付書等に変更され、収納事務の一元化に取り組み始めたところである。

今後とも関係各課と連携を図りながら、会計事務の効率化に努力されたい。

資金運用については、超低金利が長期化するなか、平成14年度に国債

を購入されるなど、確実・有利な運用に努力されていることを評価するところである。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

< 下水道部 >

・排水課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、住民の生活環境に深く係わっている都市下水路事業、排水施設整備事業、河川改修事業に関することなどを分掌している。

都市下水路事業においては、市街地の雨水排除を目的として、上浜都市下水路事業、栗真町屋都市下水路事業を計画的に推進されているところである。

今後においても、第2次下水道・排水5か年計画に基づく整備を図られるとともに、浸水の解消に努力されたい。

ポンプ場及び排水機場においては、21号台風の大雨で、能力以上の流入量と大量のゴミ等により、設備の故障等が生じた所については、今後更なる施設維持と管理体制の強化に努められたい。

また、排水機場の整備については、腐食や摩耗等により劣化が著しい施設に対しては、順次年度計画に基づき改修を図られたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

・中央浄化センター

(1) 定期監査

ア 指導事項

図書台帳、備品台帳において、現在使用されていない物について整理されるよう指導した。

イ 所見

当センターにおいては、伊勢湾の公共水域の水質保全を目的とした下水道の終末処理場として、昭和52年4月の供用開始から、水処理、污泥処理施設等の円滑な運転管理などを行っている。

処理施設については、老朽化が経年劣化と腐食摩耗等により著しく進んでおり、厳しい財政状況下において、費用対効果を十分考慮され、計画的な施設改修に努められたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

・ 下水道事業課

(1) 定期監査

ア 指導事項

外出簿において、一部、所属長の認印が漏れていたため整理されるよう指導した。

イ 所見

当課においては、下水道（終末処理場及び下水道ポンプ施設を除く。）の建設工事の設計及び施行、流域下水道事業に関することを分掌している。

平成13年度から第2次下水道・排水5か年計画が策定され、平成17年度末普及率45パーセントを目指し、事業が進められてきたところである。

当事業の推進に当たっては、流域下水道の志登茂川浄化センターの早期完成が不可欠であり、三重県において諸問題を整理されるなか、志登茂川浄化センター第1期工事の平成17年度着手予定が発表されたところである。

今後においても、快適な生活環境の確保と公共水域の水質確保のため、事業の推進に鋭意努力されることを望むものである。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

・ 下水道管理課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、下水道事業に係る調整及び計画、市街化区域内の排水施設の新設及び改良の計画、公共下水道の供用開始に関することなどを分掌している。

本年3月末現在の下水道の普及率は、36.58パーセント（処理区域内の人

口 58,410人、世帯数 20,964世帯)、水洗化率は79.82パーセントとなっている。

下水道の供用開始に併せ、水洗化普及促進のため、広報活動の積極的な展開、水洗便所改造資金の融資あっせんをはじめ、未水洗化世帯の個別調査の充実・強化に努められている。

また、事業の進捗に伴い、受益者負担金の賦課徴収や下水道使用料の徴収に係る事務が増大しているが、膨大な建設事業費の財源を確保するために、収入未済額の解消に努力されたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

< 福祉保健部 >

・ 援護課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、生活保護法に基づく調査、決定及び措置、相談及び指導並びに行旅病人に関することなどを分掌している。

当市の保護率は、本年9月末現在6.92パーミリ(人口1,000人あたり6.92人)となっており、高齢化と所得の減少等により、平成9年度以降増加の傾向に転じている。特に、被保護世帯に占める高齢者世帯の割合は年々増加し続けている。

このような状況のなか、介護保険をはじめとした高齢者福祉に関する研修などを通じ、ケースワーカーの知識の取得と資質の向上に努められている。

今後においても、要援護世帯の持つ多種多様なニーズや状況変化を的確に捉えて、稼働年齢者に対する就労指導、扶養義務者との関係調整等それぞれのケースに応じたきめ細かい指導等により、被保護者の自立に向けて業務の遂行に努められたい。

なお、当課においては、多額の現金を取り扱っていることから、保管等の管理については十分に注意されたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

社会福祉施設整備借入金利子補給補助金

イ 所 見

- (ア) 補助金交付要綱等の整備状況について
適正に整備されていた。
- (イ) 補助金の交付申請、交付決定等の時期について
特に述べることはない。
- (ウ) 補助金の交付申請、実績報告等の提出書類について
適切に処理されていた。
- (エ) その他
特に述べることはない。

・保健センター

(1) 定期監査

ア 指導事項

外出簿の記載方法が、統一されていなかったので指導した。

イ 所 見

当センターにおいては、予防接種事業、母子保健事業、結核及び感染症予防事業などの各種サービスの提供のほか、子育て支援として健康相談、育児教室に関することなどを分掌している。

母子保健事業については、協力医療機関における妊婦健康診査から保健センターでの3歳児健康診査までの一貫した健康診査システムの整備を図られ、適正な保健指導の実施に努められている。

近年、社会問題になっている児童虐待については、三重県中央児童相談所、市の福祉課等と連携を図り「虐待を受けていると思われる乳幼児」の早期発見、支援ができるよう努められたい。

老人保健事業については、「自分の健康は自分で守り、つくる」という健康づくりへの意識啓発とともに、健康診査による疾病の早期発見、保健師等による、訪問指導、健康相談等を通じ、生活習慣病の予防、閉じこもり予防が図られているところである。

救急医療事務については、「夜間こども応急クリニック」を休日応急診療に加え実施され、保護者に好評を得ている。

今後とも、健康の保持・増進に向けての啓発活動に努められるとともに、予防接種の促進、健康診査事業の充実を図られ住民の健康づくりを推進されたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

- ・(社)津地区医師会立看護師養成所整備事業補助金

- ・（財）三重医学研究振興会活動補助金

イ 所 見

(ア) 補助金交付要綱等の整備状況について

交付要綱等が一部作成されておらず、補助金の適正な交付事務を執行するため、交付要綱等を作成されたい。

(イ) 補助金の交付申請、交付決定等の時期について

特に述べることはない。

(ウ) 補助金の交付申請、実績報告等の提出書類について

研究振興活動事業の実施に伴い、補助金を交付されているが、実績報告書における記載内容の充実に努められたい。

(I) その他

市町村合併を控え、各市町村の類似の補助金又は各市町村独自の補助金について精査の上、整理されるよう望むものである。

・ 高齢福祉課

(1) 定期監査

ア 指導事項

老人クラブ助成事業補助金において、収支計算書の記載方法が統一されていないので、統一するよう指導した。

イ 所 見

当課においては、複雑多様化する高齢者の福祉ニーズに適切に対応するため、在宅福祉サービス、介護予防事業、生活支援事業、家族介護支援事業などのほか、介護保険事業に関することを分掌している。

本市の65歳以上の高齢者は、本年4月1日現在31,609人で、総人口に対して19.21パーセントと高齢化が進んできている。

このようななか、高齢者が健康で生きがいを持ち、自立した生活を安心して送れるよう、元気高齢者づくりや介護保険サービス基盤等の整備促進を図るとともに地域が一体となって支えるまちづくりを目指し、高齢者の福祉サービスの充実に努められたい。

介護保険制度については、平成15年度からの第2期介護保険事業計画のもとで運営されているところであるが、高齢者人口の増加及び制度の浸透とともに、サービスを利用する人の増加も予想されることから、サービス内容の質的向上の推進に取り組まれることを望むものである。

また、介護保険料の滞納については、介護保険制度の趣旨の理解と周知を図るとともに、納付指導を強化し、滞納の解消に向けて努力されたい。

なお、市町村合併を控え、市域が広大になることから、合併後において

は、地域によりサービスの内容が不均一にならないような事業の展開を望むものである。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

- ・老人福祉施設整備借入金利子補給補助金
- ・シルバー人材センター運営事業補助金

イ 所見

(ア) 補助金交付要綱等の整備状況について
適正に整備されていた。

(イ) 補助金の交付申請、交付決定等の時期について
特に述べることはない。

(ウ) 補助金の交付申請、実績報告等の提出書類について
適切に処理されていた。

(エ) その他
特に述べることはない。

・保険年金課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、国民健康保険事業をはじめ、老人保健医療事業、国民年金事務、医療費の助成事業に関することなどを分掌している。

国民健康保険事業にあっては、収入の確保及び医療費の適正化に取り組み、安定した運営を目指し努力されているところである。

しかしながら、高齢化の進展や厳しい経済情勢を背景にリストラ等による負担能力の低い加入者が増加傾向にあり、収納率の低下とともに、資格者証及び短期被保険者証の交付も増加している。引き続き、保険制度への理解を得るための努力を行い、納付指導の強化、口座振替の促進などによる事業の適正な運営に努められたい。

国民年金事務にあっては、未納問題や年金制度の改正が議論されるなか、制度の理解と周知を図るため、社会保険事務所と連携をとった啓発の促進に努められたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

診療報酬請求事務補助金

イ 所 見

(ア) 補助金交付要綱等の整備について

交付要綱等が作成されておらず、補助金の適切な交付事務を執行するため、交付要綱等を作成されたい。

(イ) 補助金の交付申請、交付決定等の時期について

特に述べることはない。

(ウ) 補助金の交付申請、実績報告等の提出書類について

適切に処理されていた。

(エ) その他

特に述べることはない。

・ 保育所（栗真保育園、観音寺保育園、中央保育園）

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所 見

各保育所においては、保育ニーズが多様化しているなか、保育環境の充実に努められるとともに、地域活動事業などを通じて、家庭と地域全体で子育ての支援が図られている。

今後とも、子どもたちの健全育成のためのきめ細かな配慮に努められたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

< 財政援助団体 >

・ 民間保育所（藤水保育園、清泉愛育園、豊野保育園、志登茂保育園）

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所 見

市補助金等に係る会計事務については、適正に処理されているものと認められた。

各保育所においては、地域住民の保育に対する期待が高まっているなか、地域活動事業などを通じて各保育所独自の工夫により、地域とも連携しながら保育に取り組まれているところである。

・ 社会福祉法人津市社会福祉協議会

(1) 定期監査

ア 指導事項

業務委託契約書において、一部契約日の記載が漏れていたため、適切に行うよう指導した。

イ 所見

当協議会においては、地域福祉を推進する機関として、地域社会において住民が主体となった地域福祉の増進を図るために、各種のサービスの提供を行っている。

「元気高齢者づくり事業」にあつては、地域が一体となって高齢者の生きがいや健康づくりを促進し、健康でやさしい地域づくりを進めるために、平成14年度から3年間の事業として実施されている。この事業は、津市社会福祉協議会の支援・協力のもと、各地区社会福祉協議会が自ら事業を企画・立案して、地域の活性化と充実に向けて行われているところであるが、補助金に係る予算執行においては十分留意されたい。

また、平成15年2月に設置された津地区社会福祉協議会合併協議会においては、各社会福祉協議会の一本化に向けた協議が行われているところであるが、地域福祉の増進に寄与できる組織づくりに引き続き取り組まれない。

・財団法人津市社会教育振興会

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当振興会の運営する野外活動センターは、緑豊かな自然環境のもとで、集団宿泊学習などの学校行事や子ども会、スポーツ少年団などの交流の場として健全で情操豊かな青少年を育成することを目的とした社会教育施設として利用されている。

また、地域住民との交流や親子のふれあいを深めるため、各種事業が実施されているところであるが、施設が老朽化した箇所は計画的な改修に努められ、自ら行い、学び、成長する体験を提供できる施設として、事業内容等を精査され、心豊かな青少年の育成に取り組まれない。

<福祉保健部>

・福祉課

(1) 定期監査

ア 指導事項

- ・保存年限が異なる文書が数年度分まとめて綴られている文書が見受けられたので年度ごとに作成するよう指導した。
- ・文書発送簿において、欠番が多く見受けられたので、適正に処理するよう指導した。

イ 所 見

当課においては、社会福祉施策の総合調整を図るとともに、児童福祉及び障害福祉に関することなどを分掌している。

地域福祉計画の策定については、地域福祉の現状・課題の把握や先進事例の研究等に取り組まれているところであるが、今後とも、総合的な地域福祉の推進のため、合併後の速やかな策定に向けて努力されたい。

児童福祉については、核家族化、少子化の進行、地域のつながりの希薄化等により子どもを取り巻く環境が大きく変化し、そのニーズも年々多様化している。そうしたなか、新たに、会員組織により育児に関する相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業のサービス提供を平成17年2月を目途に実施予定であるが、充実した事業展開ができるよう制度の周知に努められたい。

また、児童虐待が大きな社会問題となっているが、第一義的対応が市に求められてきており、今後とも、関係機関等と連帯し、早期発見、早期対応に努められるとともに、緊急時や専門的な対応ができるよう体制の整備にも努められたい。

保育業務については、多様化する保育事業の効果的な推進と効率的な保育所運営に引き続き取り組まれるとともに、地域における子育て支援についても保育所の大きな役割となってきたことから、より地域に開かれた運営を望むものである。

障害福祉については、平成15年4月から障害者福祉サービスの利用方法が措置制度から支援費制度に移行されたことに伴い、障害者のケアマネジメントなど複雑、多様化する業務に対応するため、職員の専門性などの資質の向上とともに、関係機関との連携を図り、円滑な業務運営に努められたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

- ・更生保護事業補助金
- ・戦没者遺族福祉事業補助金
- ・民生委員福祉事業補助金
- ・津市社会福祉協議会運営事業補助金

- ・津市社会福祉事業団事務局運営補助金
- ・身体障害者福祉事業補助金
- ・知的障害者福祉事業補助金
- ・障害者福祉大会等運営費補助金
- ・民間保育所補助金

イ 所 見

(ア) 補助金交付要綱等の整備状況について

適正に整備されていた。

(イ) 補助金の交付申請、交付決定等の時期について

特に述べることはない。

(ウ) 補助金の交付申請、実績報告等の提出書類について

適切に処理されていた。

(エ) その他

市町村合併を控え、各市町村の類似の補助金又は各市町村独自の補助金について精査の上、整理されるよう望むものである。

< 財政援助団体等 >

- ・津市土地開発公社

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所 見

当公社においては、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公共施設の用に供する土地の取得、造成及び管理等を行っている。

中勢北部サイエンスシティ第1期事業に係る用地については、未だ一部地権者との合意に至らず、本年9月末現在全体の買収率99.3パーセントとなっていることから、引き続き用地取得に鋭意努力されたい。

サイエンスシティ第1期事業の住宅用地の販売については、平成14年11月に65区画、平成15年10月に90区画、本年9月に50区画の分譲が開始され、本年11月25日現在55区画が分譲済みで、約27パーセントの分譲率となっている。今後とも、引き続き販売促進に向けて積極的に取り組まされたい。

また、長期保有資産の9事業用地は、事業目的が薄れてきた土地、又は事業計画が具体化されていない土地であることから、本市に再取得の立案を要望されるなど、当該土地の取り扱いについて積極的な対応が求められるところである。

・社会福祉法人津市社会福祉事業団

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当事業団においては、本市から管理委託された乳児院、児童養護施設、たるみ作業所、社会福祉センター、老人福祉センター、北部市民センター、西部市民センター、ふれあい会館の業務運営の調整を行っている。

これらの施設の中には、建築後相当の年数が経過し、老朽化が進んでいる状況にある。当事業団においては、設置者との協議を図られ、計画的な改修を推進されたい。

また、市町村合併に伴い、各町村の知的障害者小規模作業所等の管理運営の委託が予定されていることから、今後においては、定款及び諸規程の改正並びに財務システムの統合等の準備に取り組まれたい。

・株式会社津センターパレス

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当社は、テナントビルであるセンターパレスビルの賃貸しを主たる業務として営業活動を行っている。

経営環境については、依然として厳しい状況が続くものと思われるが、空き室の利用について積極的に勧誘に努められるとともに、累積欠損の早期解消に向け努力されたい。

今後とも、中心街の活性化と商業振興に向けて、当ビルの役割に期待するものである。

なお、関係帳票の整備・記帳、証拠書類の保存、会計経理及び財産管理等に係る出納その他の事務の執行については、適正に処理されているものと認められた。